

調査の目的とあらまし

調査の目的

この調査は、子どもの権利擁護施策を検討するための基礎資料とするため、「子どもの権利」に関する県民（おとなと子ども）の意識や実態を把握することを目的に実施しました。

調査のあらまし

●調査対象

- ①県内の小学4年生から高校3年生までの子ども
(県内在住外国人を含む)
- ②県内在住の満20歳以上の男女
(県内在住外国人を含む)
- ③児童養護施設、児童自立支援施設および情緒障害児短期治療施設に入所している子ども

●調査時期

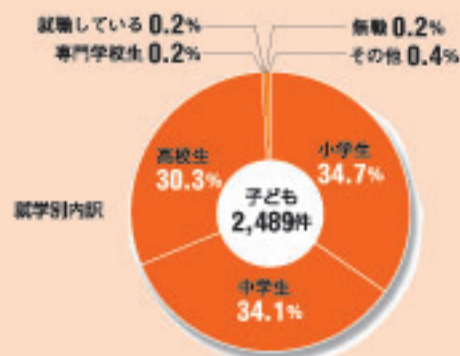
2004年2月19日～3月5日

●対象数

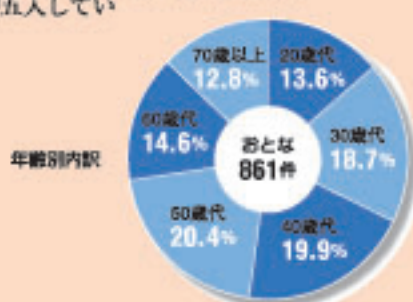
- ①子ども 4,500人(小・中・高各1,500人)
- ②おとな 1,500人
- ③施設に入所している子ども 200人

●回収数(回収率)

- ①子ども 2,489件(55.3%)



- ②おとな 861件(57.4%)



- ③施設に入所している子ども 152件(76.0%)

●調査方法

質問紙による郵送調査(葉書による督促1回)



記載内容についての注意事項

※児童養護施設、児童自立支援施設および情緒障害児短期治療施設に入所している子どもについての結果は、対象者数が少ないため割愛しています。詳しくは、報告書本編をご覧ください。

※グラフにおける構成比は、
る関係で、合計が100%にならないことがあります。

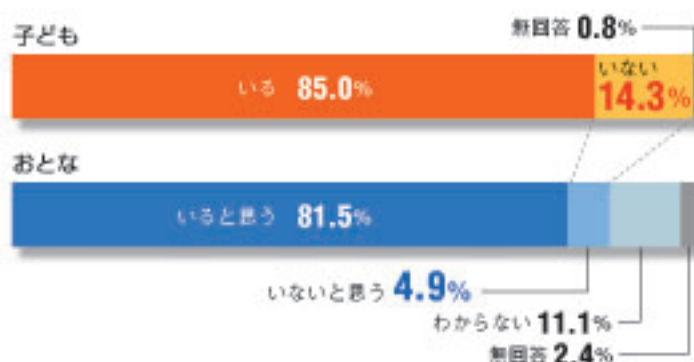
1

日常生活で 感じたこと・経験したこと

1-1 不安や悩みを抱えているとき 相談相手はいますか？

相談相手が「いない」 子どもが14.3%

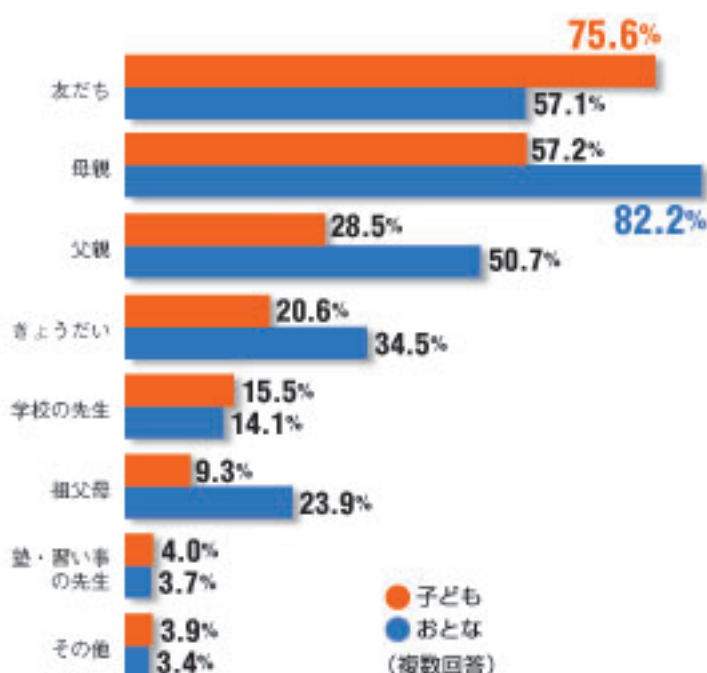
不安や悩みを抱えているときに、「相談できる人がいない」と回答した子どもは14.3%にのぼっているのに対して、「子どもに相談できる人がいない」と思っているおとなは、わずか4.9%となっています。



1-2 相談相手はだれですか？

子どもの相談相手でもっとも多いのは 「友だち」が75.6%

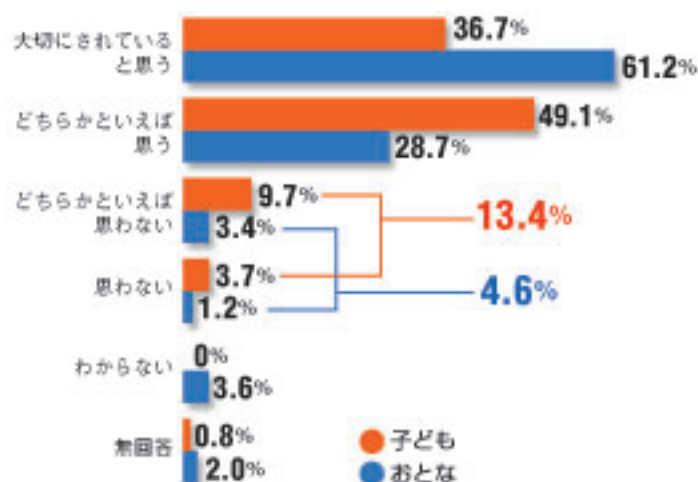
子どもにとって、不安や悩みを抱えたときの相談相手としては、子どもは「友だち」がもっとも多く75.6%となっています。しかし、おとなは、「母親」に相談している人のもっとも多く、82.2%となっています。このほか、おとなは、両親やきょうだい、祖父母といった家族に相談していると思っている割合が高くなっています。



1-3 まわりから大切にされていると感じていますか？

「大切にされていない」と感じている子どもが13.4%

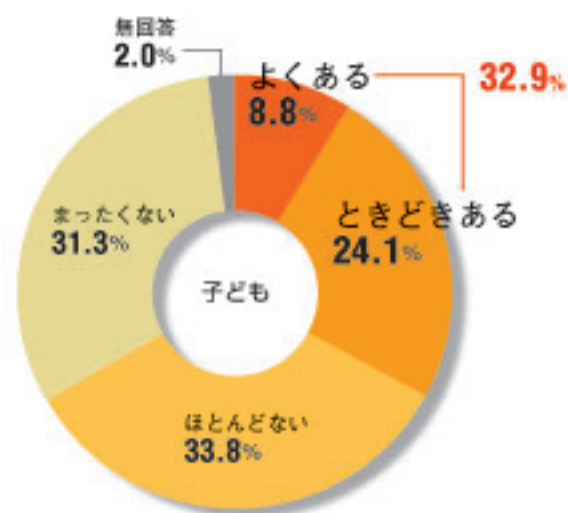
まわりから大切にされていると思うかについては、「どちらかといえば思わない」「思わない」を合わせると、13.4%の子どもが「大切にされていない」と感じています。一方、子どもがまわりから「大切にされていない」と思うおとなは、わずか4.6%しかなく、子どもはおとなに比べて、まわりから大切にされているとは思っていない割合が高くなっています。



1-4 親にたたかれてつらいと思った経験は？

子どもの3人に1人が「つらいと思ったことがある」

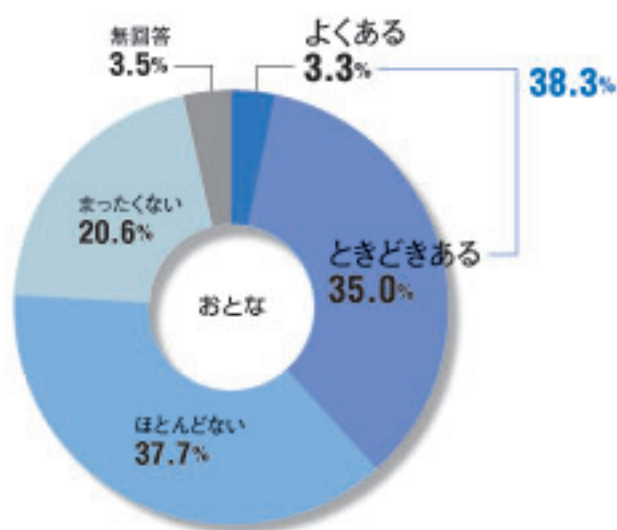
親にたたかれてつらいと思ったことが「よくある」「ときどきある」を合わせると、32.9%にものほり、子どもの3人に1人は、親にたたかれてつらい思いをした経験があります。



1-5 子どもをたたいた経験は？

おとなの約4割が 「子どもをたたいた ことがある」

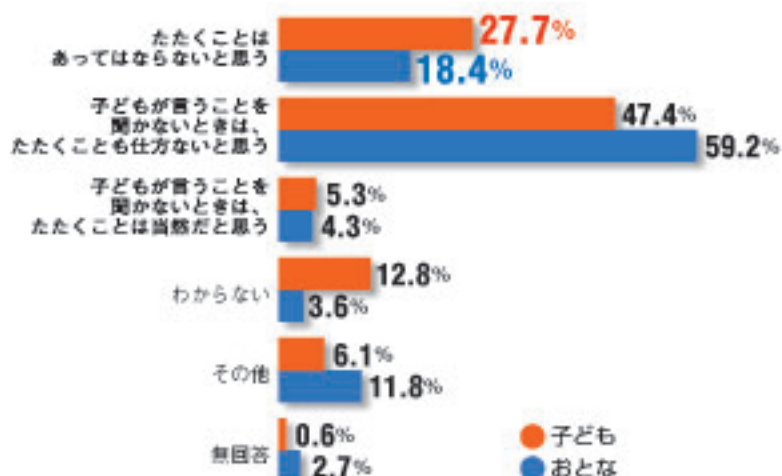
子どもをたたいたことが「よくある」「ときどきある」を合わせると、おとなの38.3%が「子どもをたたいたことがある」と回答しています。



1-6 親が子どもをたたくこと についてどう思いますか？

体罰否定は、 子どもが約3割 おとなが約2割

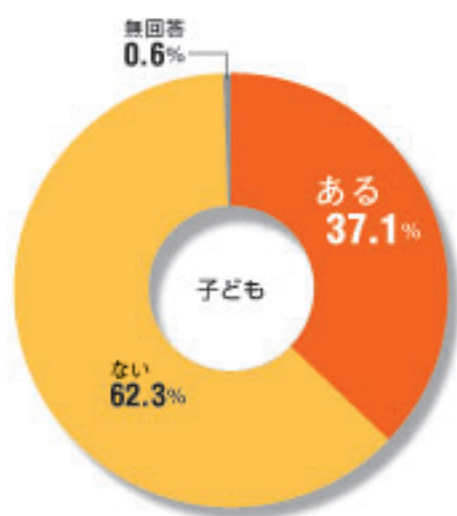
親が子どもをたたくことについて、「あってはならない」と回答した人は、子どもは27.7%であるのに対して、おとなは18.4%となっており、子どもはおとなに比べて、体罰について否定的です。



1-7 つらくてどうしようもない
ことを言われたり、
されたりした経験は？

子どもの約4割が
「つらい経験がある」

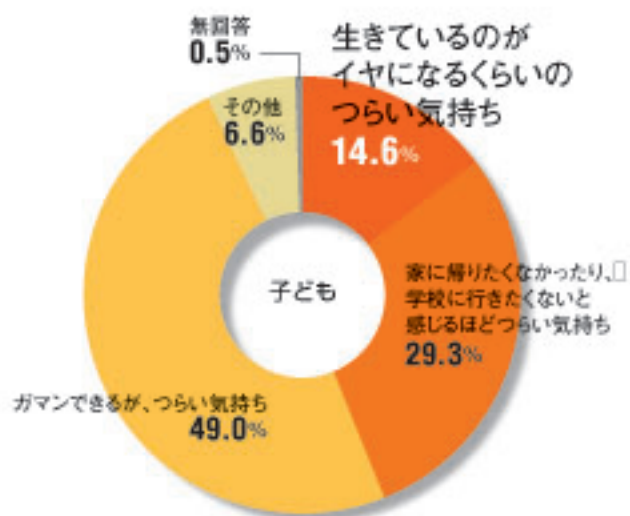
「いじめなどつらくてどうしようもない
ことを人から言われたり、されたりした」経
験のある子どもは37.1%と、約4割にのぼ
っています。



1-8 つらい経験をしたときの
気持ちは？

「生きているのが
イヤになるくらい
つらい気持ち」になった
子どもが14.6%

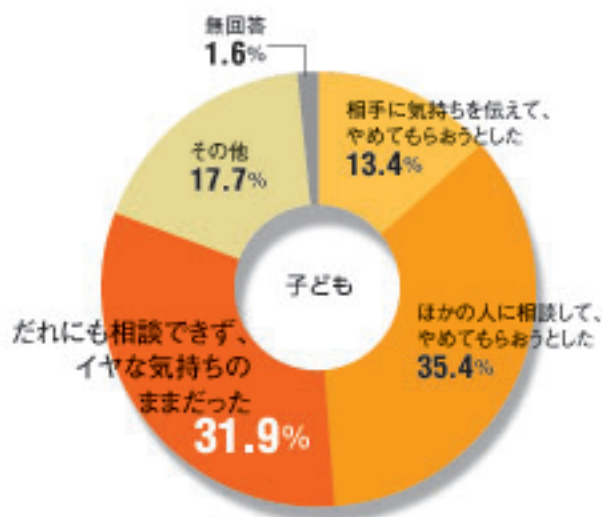
いじめなど、つらくてどうしようもない
ことを人から言われたり、されたりしたこ
とのある子どものうち、「生きているのがイ
ヤになるくらいつらい気持ち」になった子
どもは14.6%もいます。



1-9 つらい経験をしたときの
対応は？

誰にも相談できなかつた
子どもが約3割

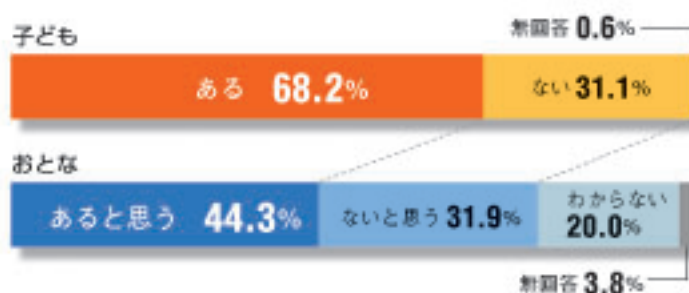
つらい気持ちになった子どものうち、解決の方法がなく、「だれにも相談できず、イヤな気持ちのままだった」子どもは31.9%と3割を超えています。



1-10 学校に行きたくない
と思ったことは？

「学校に行きたくない」
と思った子どもが約7割

学校に行きたくないと思ったことのある子どもは68.2%と約7割にのぼっています。これに対して、「子どもが学校に行きたくないと感じている」と思っているおとなは44.3%で、子どもに比べて約24ポイントも低くなっています。

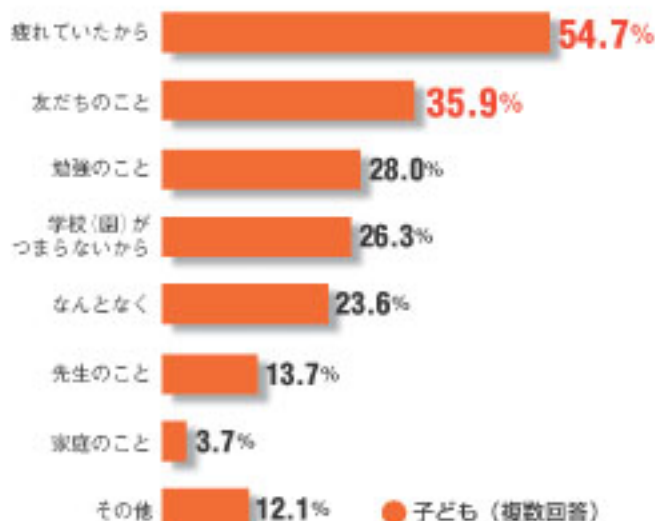


1 日常生活で 感じたこと・経験したこと

1-11 学校に行きたくない 理由は？

学校に行きたくない理由でもっとも多いのは「疲れていたから」が54.7%

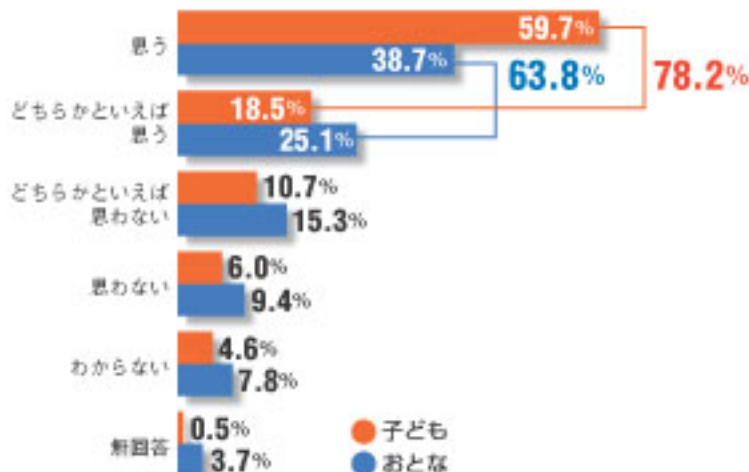
学校に行きたくない経験のある子どものうち、その理由としては「疲れているから」が54.7%でもっとも多く、半数を超えています。ついで「友だちのこと」が35.9%となっており、友だちとの人間関係に悩んでいる子どもが多いようです。



1-12 自由な時間の 必要性について

子どもの約8割が「自由な時間が必要」

ゆっくり休んだり、遊んだりするといった自分の自由になる時間の必要性については、「思う」「どちらかといえば思う」を合わせると、子どもは78.2%、おとなは63.8%と、子どものほうが約14ポイントも高くなっています。



2

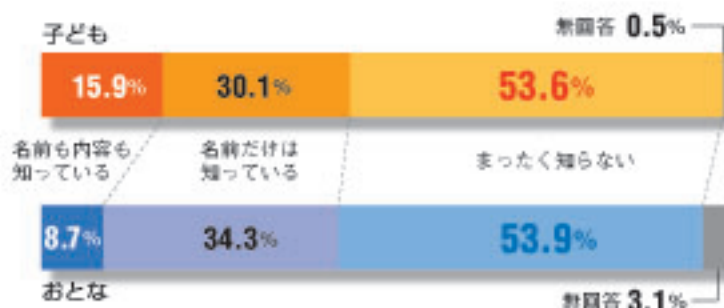
子どもの権利について 感じていること



2-1 子どもの権利条約 を知っていますか？

条約の
「内容まで知っている」
子どもは15.9%、
おとなは8.7%

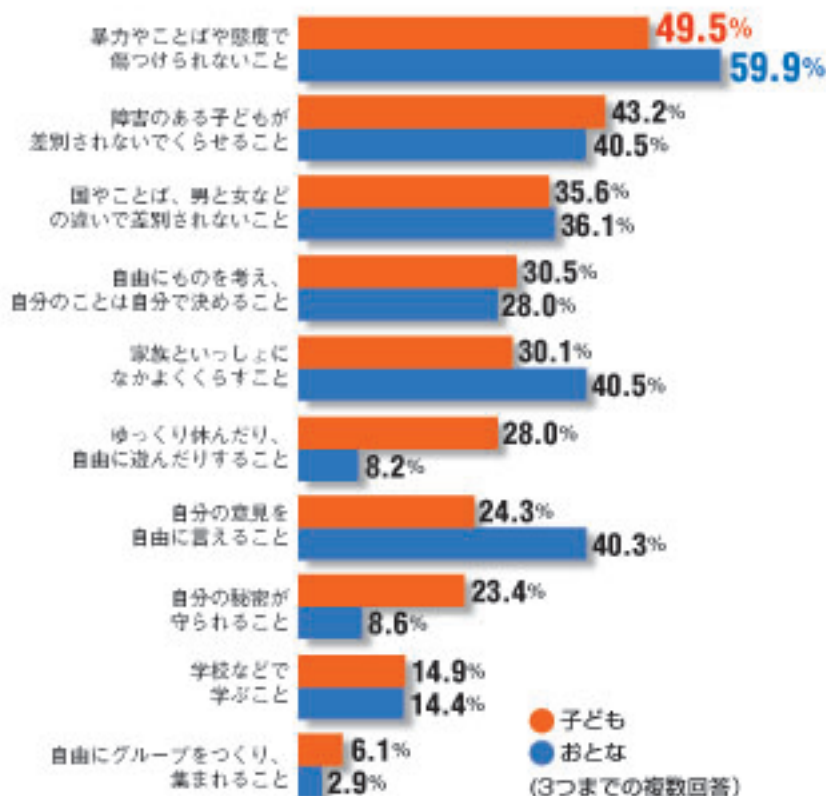
子どもの権利条約について、「内容まで知っている」と回答した子どもは15.9%、おとなは8.7%となっています。一方で、条約を「まったく知らない」子どもやおとなは、ともに半数を超えており、子どもの権利条約についての認知度は、まだまだ低い状況にあります。



2-2 いま、とくに必要な 子どもの権利は？

「暴力やことばや態度で
傷つけられないこと」
が上位

おとなも子どもも「暴力やことばや態度で傷つけられないこと」が、もっとも重視すべき子どもの権利だと回答しています。また、子どもは、「ゆっくり休んだり、自由に遊んだりすること」や「自分の秘密が守られること」をおとなが思っている以上に望んでいます。

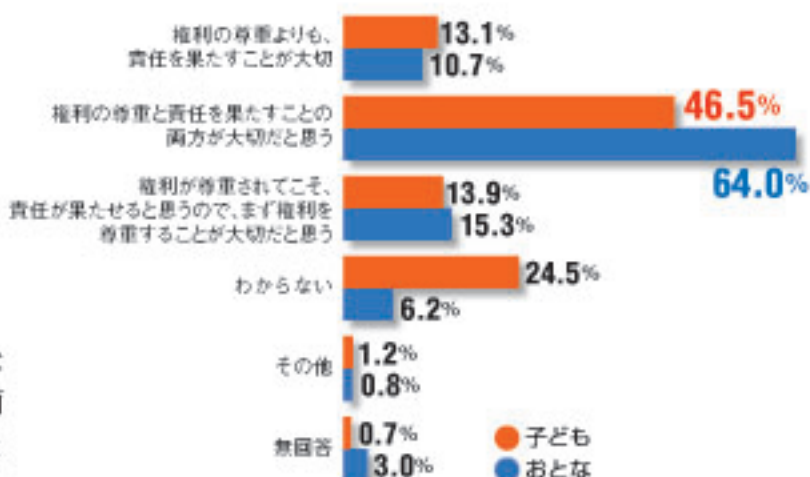


2 子どもの権利について 感じていること

2-3 権利の尊重と責任について

「権利の尊重」と 「責任を果たすこと」は どちらも重要

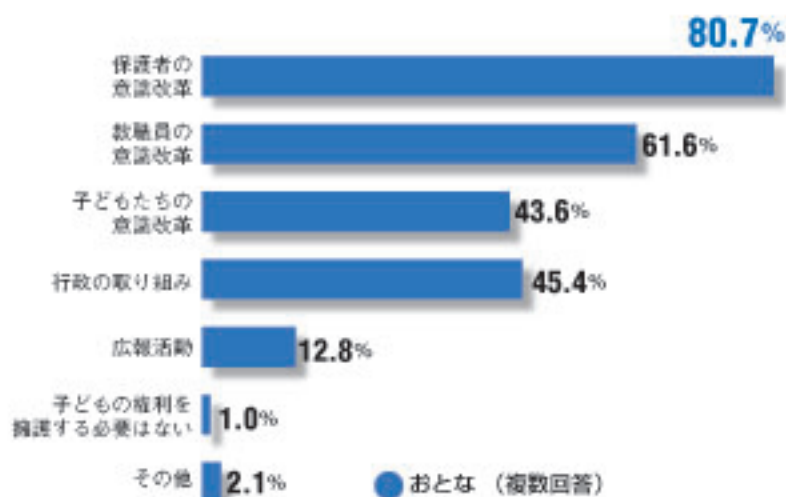
「子どもは権利の尊重よりも、責任を果たす方が大切だ」という意見に対しては、「両方が大切だと思う」が子どもで46.5%、おとなで64.0%と、もっとも高くなっています。



2-4 子どもの権利擁護に必要なことは？

「おとなの意識改革」が上位

子どもの権利を擁護していくために必要なことについては、「保護者の意識改革」が80.7%で最も多く、ついで「教職員の意識改革」が61.6%と、子どもに接する機会の多いおとなの意識改革が求められています。



「子どもの権利条約」とは？

「子どもの権利条約」では、「子どもだから」という理由で、差別をされたり、がまんしたり、きゅうくつな思いをすることなく、子ども一人ひとりの持つ個性や能力が活かされ、子ども自身が生き生きと育っていくことができるように、様々な権利を保障しています。

1989年（平成元年）に国際連合で採択され、日本は1994年（平成6年）にこの条約を結んでいます。

生きる権利

- 予防できる病気などで命を奪われないこと
- 病気やけがの治療を受けられること など

発達する権利

- 教育を受け、休んだり遊んだりできること
- 考えることや傷めることへの自由が守られ、自分らしく育つことができる など

保護される権利

- あらゆる種類の虐待や搾取から守られること など

参加する権利

- 自由に意見を表明したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること など

「子どもの権利条約」のおもな条項（要約）

第1条 子どもの定義

18歳未満は子どもです。

「子どもの権利条約」では、18歳未満を子どもとしています。ただし、それぞれの国の法律で、18歳未満でもおとなとして扱うことに決まっている事柄については、おとなとして扱われることになります。

第2条 差別の禁止

どんな差別もいけません。

すべての子どもは、どのような差別もなく、みんな平等に、この条約で定められた権利が保障されます。肌の色の違い、国の違い、男か女か、障害があるかないか、どのような言葉や宗教を話しか、どんな宗教を信じているか、お金持ちかどうか、どんな家に生まれたか、などによって差別されません。

さらに条約は、子ども本人にかかわる差別だけでなく、親の地位などによって子どもが差別されることも禁じています。

第3条 子どもの最善の利益

子どもにとってもっともよいことを考えます。

子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもの最善の利益が優先されなければなりません。裁判所も、学校も、福祉施設も、子どもにかかわることを決めるときは、おとなの勝手な都合だけで決めるのではなく、子どもにとって何がもっともよいことなのかを考慮する必要があります。

また、条約を結んだ国は、子どものためになることが行われるように法律や政策をつくらなければならないことになっています。

第12条 意見表明権

自分の意見を自由に言えます。

子どもは、家庭、地域、学校などで自分にかかわりのあることについて、自由に自分の意見を言う権利とともに、あらゆる司法や行政の手続きの中で、意見の聞き取りの機会が与えられています。「まだ子どもだから」という理由で、発言が制限されてはなりません。つまり、子どももひとりの人間として尊重され、社会に参加できることを意味しています。そして、子どもの意見は、発達に応じて最大限尊重されなければなりません。

第13条 表現・情報の自由

自分の思いを自由に表現できます。

他の人の権利を侵さない限り、子どもは、自分の考えや気持ちを言葉や文章・芸術などで自由に表現することができます。子どもは、どんな情報や考えであっても自分が選んだ方法で、求めたり、受けたり、伝える自由があります。おとなは、勝手にその自由を奪えません。

第16条 プライバシー・通信・名譽の保護

秘密は守られます。

子どものプライバシーは守られます。親でも学校の先生でも、子どもの手紙を勝手に開けることはできません。持ち物などを勝手に見たりすることもできません。「子どもだから」といって、人間としての誇りや信用を傷つけられることがあってはなりません。

第18条 親の第一次的養育責任と国の関与

親は子どもを大切にしないではいけません。

親やおとなには、子どもを大切に育てる義務があります。父親と母親の両方に子どもを

育てる責任がありますが、その際、子どもにとってもっともよいことが優先されなければなりません。また、両親がその責任を果たせるように、国は積極的に援助し、施設や法律などを整備しなければなりません。

第19条 親による虐待・放任・搾取からの保護

子どもに暴力をふるってはいけません。

親や親の代わりに子どもを育てている人は、子どもに暴力をふるってはいけません。子どもをいじめたり、無視したり、放っておいたり、性的な暴力を加えることは許されません。言葉や態度で、子どもを傷つけることもしてはいけません。国は、本来自分を守ってくれるはずのおとなから暴力をふるわれている子どもを保護するために、法律を整えなければなりません。

第28条 教育についての権利

すべての子どもは学ぶことができます。

子どもはだれでも、学校で学習する権利があります。国は、この権利を達成するために、いろいろな条件を整えなければなりません。

また、学校は、子どもの人間としての尊厳を大切に考えるに基づいて運営されなくてはなりません。子どもの体や心を傷つけるような罰を与えることは、許されません。

第31条 休憩・余暇・遊び・文化的芸術生活への参加

ゆっくり休んだり、遊んだりできます。

子どもにとって休息や余暇は、心身ともに成長するために必要です。自由に遊ぶことを通して、子どもは成長していきます。おとなと同じように、子どももストレスをためないで、心も体もリフレッシュすることが大切です。



子どもの権利に関する実態・意識調査 概要版
平成16年(2004年)3月調査

発行 滋賀県健康福祉部児童家庭課
大津市京町四丁目1-1 〒520-8577
TEL 077-528-3557
FAX 077-528-4854
Email:em00@pref.shiga.jp